

令和2年8月17日

各務原市内介護保険サービス事業所
及び有料老人ホーム等の長 各位

いつもお世話になっております。各務原市役所介護保険課の信田と申します。
令和2年8月17日（月曜日） 午前11時、岐阜県より食中毒警報が発令されました。

【発令理由】

食中毒警報発令運営要領 第2 警報発令の基準1の（1）、（3）

（1）「気温30℃以上が10時間以上継続したとき、又はそれが予想されるとき。」

（3）「24時間以内に急激に気温が上昇して、その差が10℃以上を超えたとき、又はそれが予想されるとき。」

【発令解除】

本警報は、48時間後に自動的に解除されます。

詳細については、岐阜県のホームページをご参照ください。

https://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/shoku/shokuhin/11222/index_5702.html

食中毒予防に心掛けていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

各務原市健康福祉部介護保険課

施設指導係 信田 美帆

〒504-8555 各務原市那加桜町1-69

TEL 058-383-1111（内線：2544）

FAX 058-383-6365

E-mail nobuta-miho@city.kakamigahara.lg.jp
